

# 資料編

## 1 第3次刈谷市生涯学習計画策定の経過

### (1) 平成25年度

月 日	内 容
4月25日	第1回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
5月9日	第1回刈谷市生涯学習推進計画作業部会の開催
5月16日	第2回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
8月22日	第2回刈谷市生涯学習推進計画作業部会の開催
8月23日	第3回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
9月9日	第1回刈谷市生涯学習推進本部会議の開催
9月13日	第1回刈谷市生涯学習推進会議の開催
10月9日～10月31日	生涯学習に関する市民アンケート調査の実施 生涯学習に関する団体アンケート調査の実施
1月16日	生涯学習の推進に関するヒアリング調査の実施
1月30日	第3回刈谷市生涯学習推進計画作業部会の開催
2月7日	第4回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
3月28日	第2回刈谷市生涯学習推進会議の開催

### (2) 平成26年度

月 日	内 容
4月25日	第1回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
5月29日	第1回刈谷市生涯学習推進計画作業部会の開催
6月30日	第2回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
8月26日	第2回刈谷市生涯学習推進計画作業部会の開催
10月2日	第3回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
10月20日	第1回刈谷市生涯学習推進本部会議の開催
11月13日	第1回刈谷市生涯学習推進会議の開催
12月1日～1月5日	パブリックコメントの実施
1月13日	第3回刈谷市生涯学習推進計画作業部会の開催
1月14日	第4回刈谷市生涯学習推進計画策定部会の開催
1月30日	第2回刈谷市生涯学習推進会議の開催

## 2 刈谷市生涯学習推進計画各種委員名簿

### (1) 刈谷市生涯学習推進アドバイザー

氏名	所属団体・役職等
永田 靖章	愛知教育大学名誉教授

### (2) 刈谷市生涯学習推進会議

・平成25年度

氏名	所属団体・役職等
加藤 眞	刈谷文化協会副会長
竹内 晋岸	刈谷市体育協会理事長
早川 清巳	刈谷市自治連合会副会長
酒井 輝幸	刈谷市青年団協議会会長
大村 恵	愛知教育大学教授
早川 麻里	刈谷市子ども会育成連絡協議会専務理事
岡川 司	刈谷市レクリエーション協会理事長
杉浦 毅樹	刈谷市公民館連絡協議会会長
磯村 茂美	刈谷市校長会（富士松東小学校校長）
中瀬 典子	刈谷市立学校幼稚園PTA連絡協議会副会長
杉浦 栄子	刈谷市ボランティア連絡協議会副会長
山城 佳代子	刈谷市婦人会連絡協議会書記
清水 光寛	刈谷市社会教育審議会会長

・平成26年度

氏名	所属団体・役職等
加藤 眞	刈谷文化協会副会長
竹内 晋岸	刈谷市体育協会理事長
加藤 清治	刈谷市自治連合会監事
大野 隆幸	刈谷市青年団協議会副会長
大村 恵	愛知教育大学教授
堀部 ひとみ	刈谷市子ども会育成連絡協議会専務理事
岡川 司	刈谷市レクリエーション協会理事長
安井 勝義	刈谷市公民館連絡協議会会長
野村 光	刈谷市校長会（富士松東小学校校長）
大竹 幸子	刈谷市立学校幼稚園PTA連絡協議会副会長
杉浦 栄子	刈谷市ボランティア連絡協議会副会長
伊藤 泰子	刈谷市婦人会連絡協議会書記
松原 啓治	刈谷市社会教育審議会会長

### 3 刈谷市生涯学習推進会議設置要綱

第1条 本市における生涯学習の推進に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 推進計画の実施に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第5条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、刈谷市教育委員会生涯学習部生涯学習課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 4 用語解説

### あ～お

#### ・ N P O

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称

### か～こ

#### ・ ガイドボランティア

刈谷市や市内各地域を訪れる観光客や市民に、当地の自然・風土や歴史文化等を伝える住民ボランティア

#### ・ 企業の社会的責任（C S R）

Corporate Social Responsibilityの略で、企業の活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、消費者、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方

### さ～し

#### ・ 社会福祉協議会

市区町村に設置され、社会福祉法にも規定されている公益的、自主的な組織で、地域福祉の推進を図ることを目的に運営される組織

#### ・ 情報通信技術（I C T）

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称

#### ・ 総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者、障害のある人まで、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる、地域住民が自主的・自発的に運営する総合的なスポーツクラブ

#### ・ ソーシャル・ネットワーキング・サービス

インターネット上でコミュニティを形成し、人と人とのつながりを促進・サポートする会員制サービス

### た～と

#### ・ 第一次産業

「農業」「林業」「漁業」のこと

- ・ **第二次産業**

「鉱業」「建設業」「製造業」のこと

- ・ **第三次産業**

第一次産業・第二次産業・分類不能の産業以外の産業。小売業やサービス業など

## **な～の**

- ・ **ネットワーク型行政**

広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み

## **は～ほ**

- ・ **P T A**

Parent-Teacher Associationの略で、各学校単位で組織された、保護者と教職員で構成される社会教育関係団体

- ・ **ブックスタート**

1992年にイギリスで始まった、「すくすくと幸せに育ててほしい」というメッセージを込めてすべての赤ちゃんに絵本を配布する運動

- ・ **放課後子ども教室**

小学校などの施設を活用し、地域の人々の参加を得て、子どもとともに遊びや体験、学習などの取り組みを行う事業

- ・ **ホームタウンパートナーチーム**

刈谷市をホームタウンとして、「刈谷」を全国にアピールすることや小中学生向けのスポーツ・運動指導、市のイベントへの参加等の地域貢献活動などを行っているスポーツチーム

- ・ **ホームページ**

Webサイトと呼ばれる、インターネット上のひとまとまりのWebページのこと

## **ま～も**

- ・ **まちづくりコーディネーター**

刈谷の市民誰もがいきいきと輝いて暮らせるまちにしていくため、異なる経験や考え方を持った人同士のつながりをつくる相談・仲介役

- ・ **メールマガジン**

電子メールで登録者へ継続的もしくは定期的に情報を配信する情報提供サービス

## や～よ

- ・ユニバーサルデザイン

空間作りや商品のデザイン等に関し、誰もが利用しやすいデザインを初めから取り入れておこうとする考え方

## ら～ろ

- ・ライフステージ

乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期など人の一生を様々な段階で区分したもの

---

第3次刈谷市生涯学習推進計画

平成27年3月発行

発行 刈谷市

編集 刈谷市教育委員会生涯学習部生涯学習課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

T E L : 0566-23-1111 (代表)

---